

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表
(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する確認書の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	確認書の成立経緯	一
2	確認書締結の意義	一
3	確認書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	確認書の内容等	二
1	確認書の内容	二
2	この確認書に附属する修正及び訂正を加えた我が国の譲許表の構成	三
三	確認書の実施のための国内措置	三
(参 考)		四

一 概説

1 確認書の成立経緯

(1) 背景

平成八年（千九百九十六年）、世界貿易機関（以下「WTO」という。）の主要加盟国の間で情報技術製品の関税撤廃についての交渉が行われた。その結果、特定の情報技術製品について、原則として平成十二年（二千年）までに関税を撤廃することで交渉は実質的に妥結し、同年十二月にシンガポールで開催された第一回WTO閣僚会議の機会に「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言」が取りまとめられた。その後、長年にわたり関税撤廃の対象となる品目が見直されず、技術進歩により開発された新製品等を対象品目に含めることについて産業界から強い要望が寄せられていた。このような中、平成二十四年（二千十二年）五月、対象となる品目を拡大する交渉が立ち上げられ、平成二十七年（二千十五年）七月に対象品目が確定し、「情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言」が採択された。また、同年十二月にナイロビで開催された第十回WTO閣僚会議の期間中に交渉が妥結し、「情報技術製品の貿易の拡大に関する閣僚宣言」が採択された。この情報技術製品の拡大された品目の関税撤廃については、我が国、アメリカ合衆国等の先進国のみならず途上国を含む五十二箇国・地域及び欧州連合が実施する意図を表明している。

(2) 経緯

我が国は、情報技術製品の拡大された品目の関税撤廃を実施するために、我が国の譲許表の修正及び訂正案をWTO事務局を通じてWTOの全ての加盟国に通報した。その結果、同案が全ての加盟国によって承認され、当該修正及び訂正が確定し、平成二十八年（二千十六年）三月二十四日に当該修正及び訂正を附属するこの確認書が作成された。

2 確認書締結の意義

この確認書は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に含まれている我が国の譲許表に関し、情報技術製品の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正を確認するためのものである。我が国がこの確認書を締結することは、国際貿易を促進する見地から有意義であると認められる。

3 確認書の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この確認書に附属する修正及び訂正を加えた我が国の譲許表に従って譲許税率を適用することとなる。

4 早期国会承認が求められる理由

情報技術製品の拡大された品目の関税撤廃については、国内手続を完了することを条件として、平成二十八年（二千十六年）七月一日が一回目の引下げの実施の目標日とされた。

二 確認書の内容等

1 確認書の内容

この確認書は、前文、本文、末文並びにこの確認書に附属する譲許表の修正及び訂正から成り、その概要は、次のとおりである。

(1) 本文

(ア) 我が国の譲許表の修正及び訂正は、昭和五十五年（千九百八十年）三月二十六日に千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が採択した譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。

(イ) この確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正は、我が国政府がWTO事務局長に宛てた通告書に従って効力を生ずる。

(2) 第三十八表の日本国の譲許表の修正及び訂正

第三十八表の日本国の譲許表の主たる修正及び訂正内容は、次のとおりである。

(ア) 関税撤廃措置の対象となる産品（二百一品目）に関し、基準となる表において、該当する平成十九年（二千七年）に改正された「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」の番号（以下「統一システムの番号」という。）、品名、基準税率、最終譲許税率、関税引下げの実施期間、原交渉国、その他の租税及び課徴金並びに「情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言」の附属書A及び附属書Bの品目番号を記載している。

(イ) 関税撤廃措置の対象となる産品（二百一品目）に関し、段階的な引下げの表において、該当する統一システムの番号、基準税率及び一年ごとの譲許税率を記載している。

(ウ) 「情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言」の附属書Bに掲げられる産品（マルチコンポーネント集積回路等十品目）に関して、「情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言」の附属書Bの品目番号、品名及び該当する統一システムの番号を記載し、これらの産品の関税については、この譲許表に明示的な定めがない限り、当該産品が統一システムのいずれの番号に分類されたとしても、撤廃することを規定している。

2 この確認書に附属する修正及び訂正を加えた我が国の譲許表の構成

この確認書に附属する修正及び訂正を加えた我が国の譲許表の構成は、次のとおりである。

第三十八表 日本国の譲許表

第一部 最恵国関税率表

第一節 農産品

第一A節 関税

第一B節 関税割当て

第二節 その他の産品

第一部第二節の附属書I

第一部第二節の附属書II

情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言（ITA）の拡大

第二部 特惠関税率表

第三部 非関税譲許表

第四部 農産品についての補助の制限に関する約束

第三十八表の日本国の譲許表の附属書

三 確認書の実施のための国内措置

この確認書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 作成 平成二十八年三月二十四日 ジュネーブにおいて作成
- 2 効力発生 我が国が国内手続の完了後にWTO事務局長に宛てた通告書に従って効力を生ずる。